

■外国人の訪問介護、研修や訓練の「基準明示を」 社保審分科会

- ・ 社会保障審議会・介護給付費分科会が 24 日に開かれ、介護保険の訪問系サービスに従事する外国の人材の受け入れ事業所に求める研修や訓練の実施について、具体的な基準を示すよう求める意見が出た。
- ・ 国は 4 月から、技能実習や特定技能の枠組みで働く外国人が訪問介護などの訪問系サービスに従事することを認める。介護事業所や施設などでの実務経験が原則 1 年以上ある外国人が対象で、受け入れ側の事業所には 5 つの遵守事項と巡回訪問などの実施機関への必要書類の提出を求める。
- ・ 遵守事項は、▽外国人介護人材に対し、訪問介護などの業務の基本事項などに関する研修の実施▽外国人が訪問介護などに従事する際、一定期間、責任者などが同行するなど必要な訓練の実施▽ハラスメント防止のための相談窓口の設置ーなど。
- ・ 同分科会では、小泉立志委員（全国老人福祉施設協議会副会長）が、受け入れ事業所は遵守事項を徹底するべきだと指摘した。その上で、現場が混乱することがないように、「業務の基本事項に関する研修」や「必要な訓練」の具体的な基準を明示するよう厚生労働省に要望した。
- ・ ほかに、外国人の訪問介護が解禁される 4 月以降はサービス提供責任者の業務が増えることなどが想定されるため、責任者の処遇や労働条件の改善を求める声も上がった。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第 245 回社会保障審議会介護給付費分科会（web 会議）資料

令和 7 年 3 月 24 日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53816.html